

保育料滞納者に対する

差押処分の実施状況と滞納対策の強化について

保育所保育料の収納対策の一環として、本年8月以降、財産調査の実施や、滞納金額が高額の滞納者に対する差押事前通知書送付などの滞納対策を行ってきたところです。

これまで、差押事前通知後の折衝によっても納付の意思が確認できない滞納者や、分割納付を誠実に履行しない滞納者など、合計8人に対して、11月末までに計12件の差押処分*を実施しました。

また、12月の賞与（ボーナス）支給時期を捉え、滞納対策を強化しています。

*差押処分とは…債務者(滞納者)が財産を処分することを禁止し、公売等によって換金できる状態にしておく手続きのこと

1 差押処分の実績（11月末時点）

- (1) 差押を行った滞納者数：8人
- (2) 担保保全額合計（差押に係る滞納金額）：9,343,700円
- (3) 差押件数：12件 <内訳：不動産1件、給与1件、預貯金3件、生命保険7件>

2 滞納対策強化による納付状況

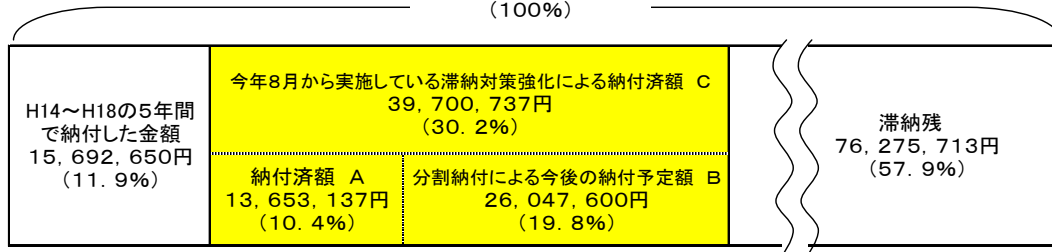
財産差押等の滞納処分を前提とした折衝など、滞納対策強化の取り組みによる保育料の納付状況は次のとおりとなっています。

<11月末時点の滞納額上位100人の納付状況等> (単位:円)

	人数	納付済額 A	分割納付による今後の納付予定額 (H19年12月~H20年3月末) B	平成19年度末までの納付予定額 C (= A + B)
完 納 ※	4人	5,344,900	—	5,344,900
分割納付中	68人	8,308,237	26,047,600	34,355,837
納付折衝継続中	28人	—	—	—
合 計	100人	13,653,137	26,047,600	39,700,737

※ 完納の4人には、差押の執行に伴い、全額納付した1人を含みます。

上位100人の保育料総額
 131,669,100円
 (100%)



3 年末の滞納対策の強化

(1) 年末一斉催告の実施（例年12月に実施）

平成19年12月5日（水）に納付書を同封した催告書を一斉発送しました。

- ・ 催告書発送件数 4,758件（児童数）
- ・ 納付期限 平成19年12月21日

(2) 差押対象者の拡大及び給与（賞与を含む）照会等調査の実施

12月の賞与（ボーナス）支給時期を捉え、一斉催告を行っており、これによっても納付意思が確認できない滞納者に対しては、差押の対象として、給与や賞与（ボーナス）の差押を前提とした給与照会その他の財産調査について、滞納金額の大きい滞納者から順に実施します。

4 保育料滞納の発生抑制策の実施

(1) 意識啓発ポスターの掲示

保育料滞納の発生を防ぐため、保育料の納付に関する意識啓発ポスター（下図参照）を市内全保育所に掲示しました。

(2) 口座振替の普及向上

滞納の新規発生を防ぐために有効な口座振替の普及率向上に向け、これまで、市役所と区役所で配布していた口座振替申請書を、市内全保育所でも入手できるようにしました。

< 保育料の納付に関する意識啓発ポスター（B4版とA4版） >

**保育料の支払いは
お済みですか？**

横浜市では、保育園に入りたくても入れない待機児童がいます。
一方で、保育園に入所しながら保育料を滞納している人がいます。

保育料の納入は口座振替で！
(申込書は保育園、区役所で配布しています。)

保育料の滞納は許しません！！
保育料滞納者に対しては、
財産差押等の滞納処分を実施
保育料収納対策を強化しています！！

※滞納分の分割納付等については、
横浜市こども青少年局保育運営課までご相談ください。

横浜市こども青少年局保育運営課
電話 045-671-2399 FAX 045-664-5479

【参考】

- ① 施設数・・・383 か所（平成 19 年 4 月 1 日現在）
（内訳）市立保育所；108、公設民営；2 か所、民間保育所；273 か所
- ② 入所児童数・・・33,442 人（平成 19 年 4 月 1 日現在）
- ③ 滞納額
＜18 年度分＞224,600,420 円、収納率 97.67%
＜過年度分＞486,504,074 円、収納率 11.58%
＜合計＞711,104,494 円、収納率 92.46%